

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- ◇告示 肥料の登録
- 急傾斜地帯指定告示の一部改正
- 収入証紙小売さばき人変更指定
- 水路の公用廃止
- たばこ被害調査用蚕兒飼育施設補助金交付規程
- ◇選挙告示 鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙における選挙会の場所等
- 右選挙の選挙立会人の届出が十人を超えた場合における選挙立会人のくじを行う場所等
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和二十九年七月二十三日選挙告示第十四号
中訂正

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十九年七月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第三十四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則
鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「知事部局の各部」の下に「警察本部、」を「解とは」の下に「警察署」を加える。

第三条第四項中「鳥取市及び米子市」を「鳥取市、米子市及び倉吉市」に「東部地方事務所長及び西部地方事務所長」を「東部地方事務所長、西部地方事務所長及び中部地方事務所長」に改める。

第四条中「鳥取市及び米子市」を「鳥取市、米子市及び倉吉市」に改める。

第五条中「西部地方事務所出納員である出納員、」の下に「倉吉市にあつては中部地方事務所出納員である出納員」を加える。

第七十一条中「及び共済組合掛金払込通知書（様式第三十号）」を削る。

第七十四条第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪捜査に要する経費（昭和二十九年七月一日定例県議会議決）

第九十五条第二項中「納付書（様式第十三号）により」の下に「出納長」を加える。
 第四百四十一条第一項中「知事部局及び」を「知事部局の各課、警察本部会計課」に改め同条第四項中「経理事務を担当する」の下に「課長又は」を加える。
 第四百四十三条を次のように改める。
 第四百四十三条 出納員及び物品取扱主任を置かない警察本部会計課以外の各課、事務所等に物品取扱者を置く。
 2 前項の物品取扱者は、知事部局、警察本部及び教育委員会の各課の長又は解長が任命する。
 3 第一項の物品取扱者は、出納員、物品取扱主任より交付又は貸与を受けた物品の出納保管を取り扱いその一切の責に任じなければならぬ。
 第四百四十六条中「解については」の下に「別に定めるものの外」を加える。
 第四百五十五条「知事部局及び」を「知事部局の各課警察本部会計課」に改める。
 第四百五十七条中「職員」の下に「又は物品取扱者」を

加える。
 第二百五十五条第一項中「鳥取市及び米子市」を「鳥取市、米子市、及び倉吉市」に改める。
 第二百八条中「知事部局及び」を「知事部局の各課、警察本部会計課」に改める。
 鳥取県会計規則附属様式第三十号を次のように改める。
 第三十号 削除
 様式第三十号を次のように改める。
 附 則
 様式第三十号 削除
 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日から適用する。
鳥取県告示第三百七十五号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。
 昭和二十九年七月二十七日

告 示

鳥取県告示第三百七十六号
 昭和二十七年十一月十八日付鳥取県告示第五百四十号及び昭和二十八年一月二十七日付鳥取県告示第二十九号で公示した急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三百三十五号）第三条第三項の規定に基く急傾斜地帯としての市町村の区域の指定の一部を次のように改めた。
 昭和二十九年七月二十七日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治
 急傾斜地帯としての指定市町村の区域 合併年月日
 岩美郡のうち「蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村」を「岩美町（旧蒲生村、岩井町、小田

鳥取県 第二二三号	登録番号 五、五菜種油粕	含有する主成分の最小量(%) 窒素全量 一、〇 磷酸全量 一、〇 加里全量 一、〇	鳥取県知事 西 尾 愛 治	生 産 業 者
				住 所 氏 名
				東伯郡北条町字江北一九六五 磯江 正

村、本庄村及び東村の区域）に 昭和二十九年七月一日
 八頭郡のうち「郡家町、国中村、大御門村、下私都村」を「郡家町（旧郡家町、国中村、大御門村及び下私都村の区域）」に 昭和二十八年五月五日
 「若櫻町、池田村」を「若櫻町（旧若櫻町及び池田村の区域）」に 昭和二十九年三月一日
 「智頭町」を「智頭町（旧智頭町の区域）」に 〃 七月一日
 気高郡のうち「青谷町、日置谷村、中郷

村、勝部村」を「青谷町
 (旧青谷町、日置谷村、中
 郷村及び勝部村の区域)
 」に 昭和二十八年七月一日

「神戸村、大和村、東郷村、
 明治村、吉岡村」を「鳥取
 市のうち神戸、大和、東郷、
 明治及び吉岡地区(旧気高
 郡神戸村、大和村、東郷村、
 明治村及び吉岡村)の区域
 」に 七月一日

東伯郡のうち「舍人村、東郷松崎町、花
 見村」を「東郷町(旧舍人
 村、東郷松崎町及び花見村
 の区域)」に 四月一日

「浅津村、橋津村、宇野村、
 」を「羽合町(旧浅津村、
 橋津村及び宇野村の区域)
 」に 七月一日

「に 四月一日

「矢送村、南谷村、山守村
 」を「関金町(旧矢送村、
 南谷村及び山守村の区域)
 」に 四月一日

「西郷村、上井町、倉吉町、
 上小鴨村、北谷村、高城村、
 社村、上北条村」を「倉吉
 市のうち西郷、上井、倉吉、
 上小鴨、北谷、高城、社及
 び上北条地区(旧東伯郡西
 郷村、上井町、倉吉町、上
 小鴨村、北谷村、高城村、
 社村、灘手村の一部及び上
 北条村)の区域」に 十月一日

「小鹿村、三徳村、旭村、
 竹田村」を「三朝町(旧小
 鹿村、三徳村、旭村及び竹

田村の区域)」に 昭和二十八年十一月一日

「赤碓町、以西村、成美村、
 安田村」を「赤碓町(旧赤
 碓町、以西村、成美村及び
 安田村の区域)」に 昭和二十九年一月一日

「下郷村、上郷村、古布庄
 村、八橋町」を「東伯町(旧下郷村、上郷村、古布庄村及び八橋町の区域)」に 二月一日

「下北条村」を「北条町(旧下北条村の区域)」に 六月一日

日野郡のうち「根雨町、日野村」を「根雨町(旧根雨町及び日野村の区域)」に 昭和二十八年十月一日

「神奈川村、江尾町、米沢村、日光村」を「江府町(

旧神奈川村、江尾町、米沢村及び日光村の一部の区域)」に 昭和二十九年四月一日

「二部村、溝口町、日光村」を「溝口町(旧二部村、溝口町及び日光村の一部の区域)」に 四月一日

鳥取県告示第三百七十七号
 鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により指定した小売さばき人を、次のように昭和二十九年五月二十二日変更指定した。

昭和二十九年七月二十七日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号 氏 名 小売さばき場所 住所
 三八 旧鳥取県職員組合中部事務所 支部長 小林 光雄 東伯郡倉吉町 同上
 新鳥取県職員組合中部事務所 支部長 伊藤 富雄 仲之町七三七

鳥取県告示第三百七十八号
次の水路はその公用を廃止する。

昭和二十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

米子市大谷町五十番地水路敷八坪

(関係図面は土木部管理課保管)

鳥取県告示第三百七十九号

た、被毒調査用蚕兒飼育施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十九年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

た、被毒調査用蚕兒飼育施設補助金交付規程

第一条 桑葉のたばこ毒による汚染を調査し、養蚕経営の安定を図るため、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

第二条 補助金は、養蚕農業協同組合等が、桑葉のたば

こ毒の有無を調査するため、調査用蚕兒を飼育したばこ毒により蚕兒が違作して損害を生じた場合、損害額の範囲内で蚕種一グラム当たり一千円以内を交付する。

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書

(様式第一号)に事業計画書(様式第二号)及び收支予算書(様式第三号)を添えて事業を行おうとする年度の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

第四条 補助金交付の指令を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、請求書(様式第四号)

に経費精算書(様式第三号)及び事業成績書(様式第二号)を添えて調査の蚕期終了後一箇月以内に知事に提出しなければならない。

第五条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、知事は既に交付した補助金の全部又は

一 還付を命ずることができる。

一 補助金を補助の目的以外に使用したとき

二 事業施行の方法が不相当と認められるとき

第六条 この規程により、知事に提出する書類は、所轄

蚕業指導所を経由しなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月二十日から適用する。

2 第三条に規定する補助金の交付申請書は、昭和二十九年九月十日までとする。

様式第一号

年 月 日

様式第二号

事業計画書 (事業成績書)

飼育場所	飼育担任者	調査予定月日 (調査月日)	供試頭数	調査数	無被害の收購 予定量 (收購量)	摘 要
						たばこ被害桑園 反別 反

住所 組合長 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度たばこ被害調査用蚕兒飼育施設補助金交付申請書

たばこ被害調査用蚕兒飼育施設補助金交付規程により補助金を交付下さるよう別紙のとおり事業計画書及び收支予算書を添え申請します。

備考 一 事業成績書の收購量は上、同功、中、下藪に分けて記載すること。

二 事業成績書には調査用蚕兒中毒の状況を詳細に記載した書面を添付すること。

様式第三号
一 収入 政 支 予 算 書 (経費精算書)

項 目	本年度予算額 (精算額)		前年度予算額 (予算額)		備 考
	増	減	増	減	
果補助金		円		円	
繭販売代金					
何 々					
計					
二 支出					
項 目	本年度予算額 (精算額)		前年度予算額 (予算額)		備 考
	増	減	増	減	
計					

様式第四号

年 月 日
住 所
組合長 氏 名 ㊦

鳥取県知事 氏 名 殿

たばこ被害調査用蚕兒飼育施設補助金請求書

昭和 年 月 日第 号指令による標記の事業を終了しましたので補助金を交付されるよう別紙事業成績書及び経費精算書を添え請求します。

選挙告示

選挙告示第一号

昭和二十九年八月十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十九年七月二十七日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙

選挙長 浜 口 虎太郎

一 場所 鳥取市東町 鳥取県庁

二 日時 昭和二十九年八月十六日午後一時

選挙告示第二号

昭和二十九年八月十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会の委員選挙の選挙立会人の届出が十人を超えた場合における選挙立会人のくじを次の場所及び日時に行う。

昭和二十九年七月二十七日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙

選挙長 浜 口 虎太郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年七月二十七日

一 くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取県庁

二 くじを行う日時 昭和二十九年八月十日午後一時

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 七月二十九日午前十時三十分

二 場所 県教育委員会会議室

三 議題 地方教育委員会との連絡について

正 誤

昭和二十九年七月二十三日鳥取県選挙管理委員会告示第
十四号中二頁上段の一、投票用紙様式中

誤

(市)(町)(村)
選挙管理
委員会

正

(市)(町)(村)
選挙管理
委員会印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取者縣鳥取市東町
所 縣鳥取市東町

印

刷

所 縣